

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月28日

彦根愛知犬上広域行政組合

監査委員 橋本敏治

監査委員 佐々木康雄

定期監査結果

- 1 監査期日 平成27年1月27日
- 2 監査場所 豊栄のさと 第1会議室（彦根愛知犬上広域行政組合事務局）
- 3 監査対象 議会事務局、総務課、紫雲苑、中山・日夏投棄場、建設推進室
- 4 監査方法 平成26年度（平成26年12月31日現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理等について、提出された定期監査資料により説明を聴取し、関係帳票類を閲覧した。
- 5 監査結果 事務事業の執行状況は適正に処理されていると認められた。今後とも事務処理には十分配慮され、効率的な事務事業の執行に務められたい。